【告発後の経緯】
平成23年５月30日、犯則嫌疑者４名について、公訴の提起が行われ、平成24年３月８日、東京地方裁判所は、本件は、赤字会社を成長性の高い黒字会社であるかのように見せかける粉飾を行っており、実態との乖離は甚だしく、投資者の判断を大きく誤らせ、証券市場の公正性及びこれに対する投資者の信頼等を著しく害するものであることは明らかであるとして、被告人Ａ（当該会社代表取締役）に、懲役２年（実刑）、被告人Ｂ（当該会社取締役）に、懲役２年６月（執行猶予３年）、被告人Ｃ（当該会社嘱託社員）に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金400万円、被告人Ｄ（会社役員）に、懲役３年（執行猶予５年）、罰金800万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告人Ｂ、被告人Ｃ及び被告人Ｄの同判決は確定した。被告人Ａは、控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。

②　オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件⑴

本件は、犯則嫌疑法人の平成19年３月期及び20年３月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員３名と外部協力者３名を告発した事件である。犯則嫌疑者６名は、共謀の上、損失を抱えた金融商品の簿外処理や架空ののれん代の計上などの方法により、純資産額合計欄に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出していた。

本件は、大規模国内企業が長年に渡り巨額の粉飾決算を行っていたもので、国際的にも大きな関心を集めた事件であったが、証券監視委は、東京地検、警視庁と合同で鋭意調査に取り組み、強制調査を経て迅速に告発を行った。また、本件では、会社内部の元役員に加え、損失の簿外処理等の粉飾行為に深く関与した外部の協力者をも粉飾決算の共同正犯として認定し、告発を行った。

【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、証取法、金商法（第197条第１項等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年３月６日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者６名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者６名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し

第１　犯則嫌疑法人の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度につき、平成19年６月28日、関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が2,322億4,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第２　犯則嫌疑法人の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度につき、平成20年６月27日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が2,514億5,000万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】
平成24年３月７日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者６名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

③　オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件⑵

本件は、上記②に続き、犯則嫌疑法人の平成21年３月期、22年３月期及び23年３月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員３名と外部協力者１名を告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、金商法（第197条第１項等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年３月28日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者４名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第１　犯則嫌疑者４名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度につき、平成21年６月26日、関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,213億2,300万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,687億8,400万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第２　犯則嫌疑者４名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度につき、平成22年６月29日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,718億2,300万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に2,168億9,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第３　犯則嫌疑者３名（法人役員）は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度につき、平成23年６月29日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,252億3,900万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,668億3,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】
平成24年３月28日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者４名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

④　オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件⑶

本件は、犯則嫌疑法人の平成19年３月期及び20年３月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、新たに外部協力者１名を告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、証取法、金商法（第197条第１項等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年３月28日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者は、上記②における犯則嫌疑者６名（役員３名及び外部協力者３名）と共謀の上、オリンパスの業務及び財産に関し

第１　オリンパスの平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度につき、平成19年６月28日、関東財務局において、同財務局長に対し、オリンパスの連結会計年度における連結純資産額が2,322億4,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し